

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

九州（長崎）国民年金 事案 2686（長崎国民年金事案 742 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月から 15 年 3 月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から 15 年 3 月まで

申立期間当時、私は学生であったため、母から国民年金の学生納付特例の手続をするように言われ、社会保険事務所（当時）の 2 階にあった国民年金課の窓口で説明を聞き、当該手続を行ったにもかかわらず、申立期間（平成 14 年 1 月から 16 年 3 月まで）が未納とされていることに納付できないとして、年金記録確認第三者委員会に納付記録の訂正を申し立てたが、訂正が認められなかった。

今回、申立期間（平成 14 年 4 月から 15 年 3 月までに変更）に係る姉の日記が見付かり、平成 14 年 5 月 15 日に学生納付特例の申請手続を行ったことが明らかになったので、申立期間について、学生納付特例の期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間（平成 14 年 1 月から 16 年 3 月まで）に係る申立てについては、i) 申立人の学生納付特例申請手続が行われたことをうかがえる具体的な関連資料や周辺事情を得ることができないこと、ii) 学生納付特例が承認された場合には、「学生納付特例申請承認通知書」が送付されることとなるが、申立人及びその母親共に当該通知書の記憶が無いこと、iii) 申立期間は未納期間となっているが、申立人に係る国民年金記録に不適切な事務処理が行われた形跡はうかがえないことなどを理由として、既に年金記録確認長崎地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 23 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は前回の申立てにおいて、学生納付特例の申請手続

を行った日に、姉と待ち合わせをしていたことを憶^{おぼ}えている旨を供述しているところ、今回、申立人が提出した申立人の姉の手帳のスケジュール欄及び日記欄の記載内容並びに姉の供述から判断すると、申立人は、平成14年5月15日にその姉と共に社会保険事務所に行き、学生納付特例の申請を行ったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成18年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月30日から18年1月1日まで

私は、年金事務所に対しA事業所における厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、資格喪失日が平成17年12月30日になっていることが分かった。

しかし、私は平成17年12月末日付けで退職する旨をA事業所に届け出ており、給与明細書のとおり、入社月から退職月まで厚生年金保険料が給与から控除されている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主が、申立人の主張どおり、申立人は同事業所を平成17年12月31日付けで退職したと供述していること、及び申立人が提出した給与明細書により、申立人は同事業所を同日付けで退職し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額により、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成17年12月30日と届け出、申立期間に係る保険料を申立人の給与から控除したが納付はしていないと回答している

ことから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得していることが確認できる。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれ

ば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認できるが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は3万9,000円、同年4月及び同年5月は5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでないと認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで
申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得していることが確認できる。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれ

ば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認できるが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は3万9,000円、同年4月及び同年5月は5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は3万円、同年4月及び同年5月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社における昭和49年2月及び同年3月については明らかでない認められ、B社における同年4月及び同年5月については履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで

申立期間当時、A社及びB社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿並びにA社及びB社に係る申立人のそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人はA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和49年2月1日付けで喪失し、B社に係る同被保険者資格を同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日付けで取得していることが確認できる。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人はB社が雇用保険の適用事業所に該当した昭和49年4月1日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるが、A社が雇用保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、前述の適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険事業所原票によれば、申立期間当時、A社及びB社の事業主は、同一人であることが確認でき

るが、当該事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料及び供述は得られないものの、B社の役員は、「B社は、A社から資金や人材の提供を受け設立した会社であり、両社は、親会社と子会社の関係にあった。また、B社の当初の運営は、親会社であったA社が行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同様にA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落が確認できる複数の同僚が申立期間及びその前後の期間について、「A社及びB社が経営する事業所に継続して勤務していたが、両社に係る厚生年金保険の被保険者期間に欠落がある。事業所には複数の従業員が勤務していたが、当該期間において、一旦退職し、再度入社した者はいなかったように思う。」と供述していること、及び前述の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

加えて、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給料支払明細書によれば、当該同僚は申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、B社は昭和48年4月24日に設立されていることが確認できる上、前述の雇用保険の記録から、同社は49年4月1日付けで雇用保険の適用事業所となっていること、及び年金事務所は、「申立期間当時、B社は厚生年金保険の強制適用事業所であったと考えられる。」と回答していることから、同社は、申立期間のうち同日以後は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年1月及び同年6月の記録から、同年2月及び同年3月は3万円、同年4月及び同年5月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年4月1日までの期間について、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当

時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月1日から同年6月1日までの期間については、B社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）国民年金 事案 2687

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 59 年 6 月まで

私は、申立期間においては失業中だったが、A市から国民年金保険料の納付書が送られてきたため、私の母から保険料の額に当たるお金をもらって、金融機関又はB区役所の窓口で月々納付していた。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日の記録から、昭和 61 年 3 月に払い出されていることが推認でき、それ以前に、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳の初めて被保険者となった日の欄には「昭和 61 年 2 月 16 日」と記載されている上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿により、国民年金被保険者資格の取得日は「昭和 61 年 2 月 16 日」と記載されているとともに、昭和 61 年 1 月の納付記録欄には「当月迄未加入」のゴム印が押されていることが確認でき、申立期間に係る国民年金の加入記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は申立期間に係る保険料の納付書がA市から送られてきたと主張しているものの、当該期間における同市の国民年金保険料収滞納一覧表において、申立人の記号番号の記載が見当たらないところ、このことについて同市は、「申立期間当時、申立人が当市において国民年金被保険者として把握されていなかったということであり、当市が当該期間に係る納付書を送付したとは考え難い。」と回答している。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から53年3月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、54年4月から同年12月までの期間、57年7月から59年3月までの期間、61年5月から同年9月までの期間、62年1月から平成3年2月までの期間及び4年4月から9年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から53年3月まで
② 昭和53年10月から同年12月まで
③ 昭和54年4月から同年12月まで
④ 昭和57年7月から59年3月まで
⑤ 昭和61年5月から同年9月まで
⑥ 昭和62年1月から平成3年2月まで
⑦ 平成4年4月から9年8月まで

私は、昭和48年に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、妻が60歳になるまでは夫婦二人分を一緒に、妻が60歳になってからは私の分だけを、妻が金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、申立人は、昭和48年に国民年金の加入手続を行い、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人に係るA市B区の国民年金被保険者名簿により、55年6月27日に加入手続が行われた旨記載されていることが確認できることから、当該加入手続が行われるまでは、申立人は国民年金に未加入であったものと認められ、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付することはできなかつたものと考えられる。

2 申立期間④及び⑤については、オンライン記録及び前述の被保険者名簿によると、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻の国民年金保険料の納付記録についても、申立人と同様に未納と記録されていることが確認できる。

3 申立期間⑥については、申立人の妻については、一部納付済みとなっている期間も見られるものの、当該期間の大半において、申立人と同様に未納と記録されていることが確認できる。

4 申立期間⑦については、平成4年4月から妻が60歳に到達した5年*月までの期間における申立人の妻の国民年金保険料の納付記録は、オンライン記録及び前述の被保険者名簿によると、申立人と同様に未納と記録されていることが確認できる。

5 申立人に係るA市B区の国民年金被保険者名簿及び昭和55年度から平成4年度までの国民年金収滞納一覧表並びに国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる記載は確認できず、申立人の記録が取り消される等の不自然な記載も見当たらない上、当該記録はオンライン記録と一致しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻は、具体的な保険料の納付状況について記憶が明確でないことから、申立人の国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間は7期間にわたっている上、216か月と長期間であり、複数の行政機関等において、これだけの期間に連続して事務処理上の誤りがあったとは考え難い。

加えて、申立人及びその妻が、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 10 日から 35 年 12 月 1 日まで
私は、A社で働いていた私の兄の誘いで、それまで勤めていたB社を辞めてすぐにA社C支店に入社したにもかかわらず、年金事務所から申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を受けた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C支店に入社した経緯、勤務の内容などを具体的に供述していること、及び申立人が姓名を挙げ、かつ、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社同支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社C支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、現在、D県下を統括している同社E支店は、申立人に係る資料は残っていないが、当時、多くの職員が臨時職員としての雇用期間を経た後に常用労働者になっていたと回答している。

また、前述の被保険者名簿から、申立期間又は申立期間直後における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚7人（前述の同僚3人を含む。）に照会した結果、複数の同僚が、臨時職員の期間は厚生年金保険には加入させられなかったことや、臨時職員として入社した後、本採用試験に合格して正社員となり、厚生年金保険に加入させてもらったことなどを供述している。

さらに、前述の複数の同僚は、自身が記憶している入社時期からそれぞれ3年半から5年後に厚生年金保険被保険者資格を取得したと供述していると

ころ、前述の被保険者名簿により、このことが推認できることから、申立期間当時、A社C支店においては、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4824

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 11 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無く、申立期間直後の同社C事業所の被保険者記録が最初の被保険者記録となっていることが分かった。

申立期間においてもA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の社史に基づくD業務期間の記録及びA社又は同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間内にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社が提出した申立人に係る「在籍者一覧表（昭和 38 年 7 月 1 日現在）」によれば、申立人は、申立期間より後の昭和 35 年 1 月 21 日に入社、36 年 1 月 1 日に本採用になった旨記載されている。

また、オンライン記録により申立期間にA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が、申立人より先に同社に入社したとして姓名を挙げた同僚二人についても、申立期間に同社における厚生年金保険の被保険者記録は無く、申立人と同日の昭和 34 年 11 月 1 日に同社C事業所で被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたと

は限らない状況がうかがえる。

さらに、B社は、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険料の給与からの控除、保険料の納付及び厚生年金保険被保険者資格取得届の届出を行ったか否かは不明と回答しており、申立期間の勤務実態、厚生年金保険料の控除及び申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、申立期間においてA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の姓名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4825

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 26 日から同年 9 月 15 日まで
A事業所には、昭和 46 年 4 月 26 日から勤務し、日勤や宿泊勤務をしており、健康保険被保険者証をもらった記憶がある。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した「人事記録」及び申立人が所持するB社発行の「勤務に関する記録」により、申立人が申立期間において臨時職員としてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A事業所を統括するC社D支社は、「当時の臨時職員については、厚生年金保険に一律に加入させるような指示等がなされた事跡が確認できないため、加入させるか否かは各事業所で判断していたと考えられる。」と回答していること、及びA事業所は、「当時の賃金台帳等の関連資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が姓名を挙げた同僚を含む複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金の加入状況及び保険料の控除についての具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月6日から34年4月11日まで
年金事務所の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の印が押されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和34年7月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の健康保険整理番号の前後50人の厚生年金保険被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和34年4月11日の前後2年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性20人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、12人に支給記録が確認でき、そのうち10人については、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることを踏まえると、申立期間当時、申立事業所においては、事業主による代理請求が行われていた可能性が考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。